成田市立小中学校及び義務教育学校における児童生徒用タブレット端末等の導入に係る公募型プロポーザル実施要領

（目的）

第１条　令和２年度以降に全面実施となる新学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力の一つとして情報活用能力が重要視されている。

また、文部科学省が示す「ＧＩＧＡスクール構想」では、「１人１台端末」の環境の整備が推進されている。

成田市では、新学習指導要領及びＧＩＧＡスクール構想の理念に基づき、主体的・対話的で深い学びを実現し、一斉学習、個別学習、協働学習を通じた児童生徒の情報活用能力の育成に必要なＩＣＴ環境を整備するため、児童生徒用のタブレット端末等の整備を行う。

（選定審査委員会）

第２条　プロポーザルによる業者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 業者を選定するための方針の決定

(2) 企画提案内容等の評価・審査及び受注予定者の選定

(3) その他必要な事項

２　委員会は、教育長、教育部長、教育総務課長、教育指導課長、同副参事、同担当指導主事、行政管理課長、財政課長及び学校関係者２名の合計１０名をもって構成する。

３　委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は教育長、副委員長は教育部長をもってこれに充てる。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

６　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

７　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

８　会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

９　その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（企画提案書提出者の参加資格等）

第３条　企画提案書提出者（以下「提出者」という。）は、「成田市立小中学校及び義務教育学校における児童生徒用タブレット端末等の導入に係る公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載する要件を満たす者とし、募集要項に基づく参加申請書類を提出することで参加表明手続きを行わなければならない。

（評価）

第４条　委員会が、業者を選定するための審査方法及び評価基準は、第２条第１項第１号で決定した選定方針によるものとする。

２　委員会は、参加申請書が提出されたときは、参加資格を審査し、第一次審査及び第二次審査を行う。

(1) 第一次審査は書類審査とし、提出された書類を評価基準に基づき審査する。提出者が６者以上のときは、評価得点の高い者から順に第二次審査に進出する者を５者以下に選定する。ただし、提出者が５者以下のときは、全提出者を第二次審査に進出させることとする。

(2) 第二次審査は、企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。委員会は、

企画提案内容等について、評価基準に基づき評価する。

（受注予定者の選定）

第５条　委員会は、第一次審査と第二次審査の評価得点を合計して評価順位を決定する。評価順位が第一位の者を受注予定者として選定し、次順位の者を次点交渉権者とする。

２　審査の結果において評価得点が総評価得点の６割に満たない場合は、受注予定者として選定しない。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を受注予定者とする。

（失格条項等）

第６条　提出者が次の各号の一に該当する場合、その企画提案書は無効とする。

(1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
(2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
(4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
(5) 虚偽の内容が記載されているもの。
(6) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
(7) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与える恐れのあるとき。

（受注予定者の決定及び選定結果の通知）

第７条　委員会は、第５条の規定により選定した受注予定者を市長に報告しなければならない。

２　市長は受注予定者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

（企画提案書の取り扱い）

第８条　提出された企画提案書の取り扱いは、募集要項の留意事項に記載するとおりとする。

（事務局等）

第９条　本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、教育部教育総務課において担当する。

（委任）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和２年７月６日から施行し、契約の完了日をもってその効力を失う。